

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

令和8（2026）年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は92.0%（前年91.5%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.4%（同1.1%）、「1人平均賃金は変わらなかった・変わらない」は0.4%（同1.0%）、「賃金の改定を実施しない」は2.1%（同2.4%）、「未定」は5.1%（同3.9%）となっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」の割合は96.9%（同95.5%）、労働組合なしでは90.5%（同90.4%）となっている。（第1表、付表1）

第1表 企業規模・産業・労働組合の有無、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

(単位：％)										
年、企業規模・産業・ 労働組合の有無	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している							賃金の改 定を実施 しない ⁴⁾	未定 ⁵⁾
		小計 ¹⁾	改定の実施時期 ²⁾							
			1人平均賃 金を引き上 げた・引き 上げる	1人平均賃 金を引き下 げた・引き 下げる	1人平均賃 金は変わら なかった・ 変わらない	1～8月 のみ ³⁾	9～12月 のみ ³⁾	1～8月 及び 9～12月 ³⁾		
令和8年	100.0	92.8	92.0	0.4	0.4	79.0	7.7	6.0	2.1	5.1
5,000人以上	100.0	98.1	97.7	－	0.4	87.6	4.8	5.7	0.5	1.3
1,000～4,999人	100.0	94.7	94.6	0.1	－	82.8	4.4	7.5	2.3	3.0
300～999人	100.0	94.0	93.4	0.0	0.7	82.2	7.4	4.4	2.8	3.2
100～299人	100.0	92.2	91.3	0.5	0.3	77.7	8.0	6.4	2.0	5.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	87.1	－	12.9	100.0	－	－	－	－
建設業	100.0	85.1	85.1	－	－	84.7	－	0.4	－	14.9
製造業	100.0	95.8	95.8	－	－	86.8	4.8	4.2	2.0	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0	－	－	89.5	－	10.5	－	－
情報通信業	100.0	96.6	96.6	－	－	86.3	2.8	7.4	0.1	3.3
運輸業、郵便業	100.0	84.9	81.1	3.0	0.8	78.6	5.6	0.8	0.2	14.8
卸売業、小売業	100.0	96.1	96.1	－	－	80.8	9.5	5.8	1.2	2.7
金融業、保険業	100.0	88.8	88.8	－	－	78.0	1.9	8.8	8.8	2.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	87.8	87.8	－	－	77.1	2.7	7.9	6.4	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	93.7	91.8	－	1.9	79.7	10.3	3.8	2.5	3.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	89.7	87.8	0.1	1.9	63.0	16.6	10.1	4.0	6.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	89.9	85.9	2.0	2.0	57.8	21.7	10.5	3.9	6.2
教育、学習支援業	100.0	88.4	84.7	3.7	－	76.4	5.1	6.8	5.1	6.5
医療、福祉	100.0	95.9	95.8	－	0.1	69.5	12.3	14.1	－	4.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	90.8	90.3	－	0.5	69.3	10.5	11.0	4.8	4.4
労働組合あり	100.0	96.9	96.9	－	－	93.4	1.4	2.2	2.5	0.5
労働組合なし	100.0	91.5	90.5	0.5	0.5	74.7	9.6	7.2	2.0	6.5
令和7年	100.0	93.6	91.5	1.1	1.0	78.2	9.6	5.9	2.4	3.9
5,000人以上	100.0	98.9	98.9	－	－	90.8	2.1	6.0	1.1	－
1,000～4,999人	100.0	96.1	96.0	0.1	－	88.4	2.9	4.8	0.7	3.2
300～999人	100.0	96.2	95.6	0.4	0.1	83.0	7.1	6.1	0.6	3.2
100～299人	100.0	92.5	89.7	1.5	1.3	75.6	11.1	5.9	3.2	4.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
建設業	100.0	89.6	89.6	－	－	84.4	5.2	－	－	10.4
製造業	100.0	97.5	97.5	－	－	89.1	5.6	2.8	0.8	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0	－	－	81.8	11.1	7.1	－	－
情報通信業	100.0	98.7	97.4	－	1.2	85.7	5.3	7.7	0.1	1.2
運輸業、郵便業	100.0	94.4	85.7	8.7	－	69.5	18.6	6.3	5.6	－
卸売業、小売業	100.0	94.5	92.8	1.7	－	75.3	12.9	6.3	4.4	1.1
金融業、保険業	100.0	90.7	90.7	－	－	83.6	6.3	0.8	－	9.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	94.7	94.7	－	－	86.9	5.2	2.6	－	5.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	96.8	95.4	1.5	－	83.2	9.2	4.5	2.0	1.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	80.7	78.4	1.0	1.2	57.1	15.3	8.3	7.1	12.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.5	79.5	0.8	4.1	66.4	7.3	10.7	4.4	11.2
教育、学習支援業	100.0	88.9	87.4	0.3	1.2	79.7	1.5	7.7	8.0	3.1
医療、福祉	100.0	84.9	84.9	－	－	59.9	12.4	12.6	4.4	10.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	92.3	86.4	0.4	5.5	70.5	11.0	10.8	0.0	7.7
労働組合あり	100.0	97.0	95.5	1.3	0.3	91.0	3.8	2.3	2.0	1.0
労働組合なし	100.0	92.7	90.4	1.1	1.2	74.5	11.2	6.9	2.5	4.8

注：1）「小計」は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。また「小計」には改定の実施時期不詳を含む。

2）「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3）「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4）「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

5）「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。